

青色申告のご紹介

収入保険に加入するためには、「青色申告」を始めている農業者である必要があります。※青色申告（簡易な方式を含む）の実績が1年分あれば加入できます。

(1) 青色申告のメリット

① 青色申告特別控除

正規の簿記（複式簿記）の場合はその年分の所得金額から**55万円**が控除されます。
 ※令和元年分の所得税確定申告までは65万円控除でした。なお、令和2年分の所得税確定申告から、55万円の青色申告特別控除の適用要件に加えて、e-Taxによる申告（電子申告）又は電子帳簿保存を行うと、引き続き**65万円**の青色申告特別控除が受けられます！

簡易簿記の場合は引き続き、その年分の所得金額から**10万円**が控除されます。

② 青色事業専従者給与

事業主が生計を一にする配偶者などに対して、一定の要件のもとで支払った給与が必要経費として認められます。

※この場合「青色事業専従者給与に関する届出書」を税務署に提出する必要があります。

③ 損失の繰越し

損失（赤字）の金額がある場合で、損益通算の規定を適用しても、なお控除しきれない部分の金額（純損失の金額）がある時は、損失額を生じた年の翌年以後3年間にわたり繰り越して、各年分の所得金額から控除できます。

※ 法人の場合は10年間にわたり繰り越すことができます。

(2) 青色申告を始めるためには

青色申告を始めるには、青色申告をしようとする年の3月15日まで（新たに事業を開始する場合は、その事業開始の日から2ヶ月以内）に、最寄りの税務署に「所得税の青色申告承認申請書」を提出する必要があります。例えば、令和3年3月15日までに申請を行うと、令和3年分の所得から青色申告を行うことができます。

(3) 青色申告に必要な書類、帳簿等

簿記方式	備えるべき帳簿・書類
正規の簿記（複式簿記）	現金出納帳、総勘定元帳、固定資産台帳、仕訳帳等の帳簿を備え付ける。確定申告の添付書類として、 損益計算書 、 貸借対照表 が必要
簡易簿記（単式簿記）	現金出納帳、売掛帳、買掛帳、経費帳、固定資産台帳の帳簿を備え付ける。確定申告の添付書類として、 損益計算書 が必要

※特に**正規の簿記（複式簿記）**は、自らの経営状況をつかみやすくなるとともに、金融機関からの信用を得やすいといった経営上のメリットも出てきます。

□ 青色申告のご相談については、最寄りの税務署の他、「くまもと農業経営相談所」やJA青色申告担当部署（JA青色申告会）、県農業普及・振興課等へご相談下さい。

【くまもと農業経営相談所】（事務局：一般社団法人熊本県農業会議）
 〒862-8570 熊本市中央区水前寺6丁目18番1号 県庁本館9階
 ☎096-384-3333 FAX096-385-1468 Mail 43ninaite@nca.or.jp

収入保険のご紹介

全ての農産物を対象に、**自然災害による収量減少や価格低下をはじめ、新型コロナウイルス感染拡大防止対策の影響による売上げの減少等の農業者の経営努力では避けられない様々なリスクによる収入減少を補償**します。なお、「高収益作物次期作支援交付金」では、政府の用意するセーフティーネット（収入保険等）への加入を検討する生産者が支援対象となっています。



(1) 加入できる方

青色申告を行っている農業者（個人・法人）

※青色申告（簡易な方式を含む）の実績が1年分あれば加入できます。

※収入保険と、農業共済、ナラシ対策、野菜価格安定制度などの類似制度は、どちらかを選択して加入します。

※ゲタ対策につきましては、同時に加入できます。

(2) 対象収入

農業者が自ら生産した**農産物の販売収入全体**

※簡易な加工品（精米、もちなど）は含まれます。

※一部の補助金（畑作物の直接支払交付金等の数量払）は含まれます。

※肉用牛、肉用子牛、肉豚、鶏卵は、マルキン等の対象なので除きます。

(3) 補填の仕組み

● 保険期間の収入が**基準収入の9割**（5年以上の青色申告実績がある場合の補償限度額の上限）を下回った場合に、下回った額の**9割を上限に補填**します。

※基準収入は、農業者ごとの過去5年間の平均収入（5中5）を基本とし、規模拡大など保険期間の営農計画も考慮して設定します。

※「掛捨ての保険方式」に「掛捨てとまらない積立方式」も組み合わせるかどうかは選択できます。補償限度額は基準収入の9～5割の中から選択できます。

※保険方式の支払率は9～5割、積立方式の支払率は9～1割の中から選択できます。

● 農業者は、**保険料、積立金等**を支払って加入します。（任意加入）

※保険料は掛捨てになります。保険料率は、1.08%（50%の国庫補助後）で、自動車保険と同様に、保険金の受取がない方は、保険料率が下がっていきます。

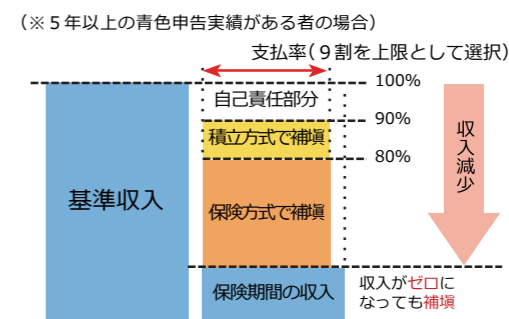
※積立金には、75%の国庫補助があります。これは自分のお金であり、補填に使われない限り、翌年に持ち越されます。

※税務申告上、保険料及び付加保険料（事務費）は、必要経費（個人）又は損金（法人）に計上します。積立金は、預け金として取り扱います。

基本のタイプ

- 例えば、**基準収入1,000万円**の方の場合、保険料7.8万円、積立金22.5万円、付加保険料（事務費）2.2万円で、**最大810万円の補填**が受けられます。
- このタイプは、保険期間の**収入がゼロ**になったときは、**810万円**（積立金90万円、保険金720万円）の補填が受けられます。

基本のタイプの補填方式



「基準収入」は、過去5年間の平均収入（5中5）を基本に規模拡大など、保険期間の営農計画も考慮して設定

令和2年1月からは、補償の下限を選択することで、最大約4割安い保険料で加入することができます。

➡詳しくは次のページへ！

掛金の安いタイプをご紹介します！ 補償の下限は、基準収入の50%、60%、70%から選択できます。

例えば、基準収入の70%を補償の下限として選択した場合

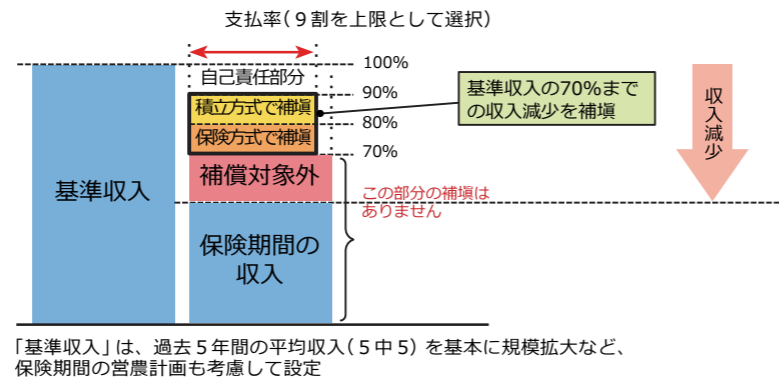
- これは、保険期間の収入が基準収入の9割を下回ったときに、**基準収入の70%までの額の9割を上限に補填**を受けるタイプです。
 - 例えば、**基準収入が1,000万円**の方の場合、保険料4.4万円、積立金22.5万円、付加保険料1.9万円で、保険期間の収入が700万円になったときは、**最大180万円**（積立金90万円、保険金90万円）の補填が受けられます。
- ただし、**700万円を下回った分の補填はありません**。

保険料は、基本のタイプに比べて約4割安くなります。

	保険料	積立金	付加保険料(事務費)	補填金
基本のタイプ	7.8万円	22.5万円	2.2万円	最大810万円
補償の下限70%	4.4万円	22.5万円	1.9万円	最大180万円

基本収入の70%を補償の下限とした場合の補填方式

(※5年以上の青色申告実績がある者の場合)



つなぎ融資を受けることができます！！

販売収入が大きく減少し、保険金等の支払いを待たずに資金が必要となった場合、つなぎ融資(無利子)を受けることができます。借入金額は被害程度(減収金額)により算定します。

(4) 手続きのスケジュール

加入・支払等手続きのスケジュール

※保険期間が令和2年1月～12月の場合のイメージです。
※保険期間は税の収入の算定期間と同じです。法人の保険期間は、事業年度の1年間です。事業年度の開始月によって、スケジュールが変わります。

令和元年	令和2年	令和3年
12月末まで	1月～12月 (税の収入の算定期間)	確定申告後(3～6月)
加入申請 保険料・積立金・付加保険料(事務費)の納付	保険期間	保険金・特約補填金の請求・支払

※保険料・積立金は分割支払も可
(最終の納付期限は保険期間の8月末)

※保険期間中に災害等により資金が必要な場合は、つなぎ融資(無利子)

(5) 収入保険制度と類似制度との比較

①対象品目

- ・収入保険制度は、原則、農業者が生産する全ての農産物が対象です。(一部対象外あり)
- ・ナラシ対策は、米、麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしよの5品目が対象です。
- ・農業共済は、収量確認が容易な農産物等が対象です。
- ・野菜価格安定制度は、産地で指定されている野菜が対象です。

③補填の計算方法

- ・収入保険制度は、農業者個々の収入データを使い、農業者ごとの収入減少を補填します。
- ・ナラシ対策や野菜価格安定制度は、地域の統計データを使い、地域平均の収入減少や価格低下による販売金額の減少を補填します。
- ・農業共済は、農業者個々のデータを使い、収量減少及び収量減少を伴う生産金額の減少を補填します。

⑤補填の時期

- ・収入保険制度は、2頁のとおりです。
- ・ナラシ対策は、収穫年の翌年5月～6月。
- ・農業共済は品目によって異なります。
- ・野菜価格安定制度は、野菜の出荷期間終了後2ヶ月以内に補填金が支払われます。

②補填の対象(収入減少の要因)

- ・収入保険制度は、自然災害の他、価格低下等による収入減少も対象になります。
- ・ナラシ対策は、自然対策による収量減少や価格低下による地域平均の収入減少が対象です。
- ・農業共済は、自然災害による収量減少及び収量減少を伴う生産金額の減少が対象です。
- ・野菜価格安定制度は、地域平均の価格低下による販売金額の減少が対象です。

④補填の範囲

- ・収入保険制度は、1～2頁のとおりです。
- ・ナラシ対策は、当年の収入が基準収入を下回った場合に、下回った額の9割を補填します。(最大2割まで)
- ・農業共済は、当年の収穫量が基準収穫量の一定割合を下回った場合や、当年の生産金額が基準生産金額の一定割合を下回った場合に補填します。
- ・野菜価格安定制度は、当年の価格が、基準価格の9割を下回った場合に下回った価格の9割を補填します。(最大4割まで)

⑥掛金

- ・収入保険制度は、1頁～2頁のとおりです。
- ・ナラシ対策は、掛捨てにならない積立方式です。
- ・農業共済は掛捨ての保険方式です。
- ・野菜価格安定制度は、掛捨てにならない積立方式です。

(6) 加入された方々の声



鶴田 光志 様(63)
八代・芦北支所管内

【経営規模】甘夏、デコポン、レモン、黄金柑等、柿 合計200畝

柑橘組合の生産部会で収入保険の説明会があり、共済の対象にない果実の収入も補償してくれると聞き加入しました。昨年は暖冬や多雨の影響で全体的に収量が減り、特に黄金柑の減収が大きく、例年の4割程度の被害が見込まれたためつなぎ資金を申請しました。青色申告決算後に保険金も受け取れましたが、つなぎ資金は申請から振込みまで期間が短く、資金の工面を心配なく仕事ができることは農家にとっては有り難い限りだと感じました。



浅香 康昌 様(61)
球磨支所管内

【経営規模】しいたけ原木 27000本/年 種駒 50～60万駒/年

球磨のしいたけは野菜価格安定制度の指定地域になっていないため、これまで補償がありませんでしたので収入保険に加入しました。以前も今年のような被害がありましたが、その時は県に借入金という形でお願していました。ある程度の収入減であればどうにか堪えることができますが、今回の様な大きな減収になると、従業員も雇用しているので農園の経営に大きなダメージとなります。新型コロナの影響や、近年の異常な天候による災害も心配するところですが、収入保険では幅広く収入の減少を補償してくれるので、安心して栽培に取り組みます。



お問い合わせ先

本 所 ☎(0964)25-3202	菊池支所 ☎(0968)37-3000	八代・芦北支所 ☎(0965)32-4111
熊本市支所 ☎(096)329-5211	阿蘇支所 ☎(0967)32-0347	芦北出張所 ☎(0966)82-5577
植木出張所 ☎(096)273-1913	北部出張所 ☎(0967)46-3488	球磨支所 ☎(0966)45-0531
宇城支所 ☎(0964)32-3511	南部出張所 ☎(0967)62-9144	下球磨出張所 ☎(0966)22-5104
玉名支所 ☎(0968)72-4181	上益城支所 ☎(096)282-6565	天草支所 ☎(0969)22-5444
鹿本支所 ☎(0968)43-2357	山都出張所 ☎(0967)72-4222	

『収入保険』 についてのお問い合わせは、お近くの NOSAI へ